

令和 7 年第 2 回加須市議会定例会

加 須 市 議 会 議 案

令和 7 年 6 月 1 1 日招集

加 須 市

目 次

第 4 8 号議案	令和 7 年度加須市一般会計補正予算（第 1 号）…………… 別冊
第 4 9 号議案	加須市議会議員又は加須市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例… 1
第 5 0 号議案	加須市特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例…………… 2
第 5 1 号議案	加須市税条例の一部を改正する条例…………… 3
第 5 2 号議案	加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… 8
第 5 3 号議案	加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… 1 1
第 5 4 号議案	加須市下水道条例及び加須市水道事業給水条例の一部を改正する条例…………… 1 4
第 5 5 号議案	工事請負契約の締結について…………… 1 5
第 5 6 号議案	市道路線の認定について…………… 1 6
第 5 7 号議案	市道路線の廃止について…………… 2 0
第 5 8 号議案	加須市固定資産評価員の選任について…………… 2 4

第 4 9 号議案

加須市議会議員又は加須市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

加須市議会議員又は加須市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 2 2 年加須市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 1 0 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 3 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の加須市議会議員又は加須市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される加須市議会議員又は加須市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された加須市議会議員又は加須市長の選挙については、なお従前の例による。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの印刷の公営に係る公費負担の限度額を改定したいので、この案を提出するものであります。

第50号議案

加須市特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加須市特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年加須市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表5の項中「10,800円」を「12,200円」に、「5,400円」を「6,100円」に改め、同表6の項中「12,800円」を「14,500円」に、「11,300円」を「12,800円」に、「10,800円」を「12,200円」に改め、同表7の項中「8,900円」を「10,100円」に、「4,450円」を「5,050円」に改め、同表8の項中「10,900円」を「12,400円」に、「5,450円」を「6,200円」に改め、同表9の項中「9,600円」を「10,900円」に、「4,800円」を「5,450円」に改め、同表10の項中「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加須市特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

令和7年6月11日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正を踏まえ、選挙長等の報酬額を改定したいので、この案を提出するものであります。

第 5 1 号議案

加須市税条例の一部を改正する条例

加須市税条例（平成 2 2 年加須市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 1 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 1 6 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 9 2 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 9 2 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに次条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定 令和8年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の加須市税条例（以下「新条例」という。）第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に

支払を受けるべきこの条例による改正前の加須市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、加須市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 加須市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の所得控除に特定親族特別控除を追加するとともに、加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式を見直したいので、この案を提出するものであります。

第52号議案

加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年加須市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「限る。」の次に「以下この号及び第6項第1号において同じ。」を加え、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2） 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第6条に次の2項を加える。

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）

7 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第

1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第 37 条第 2 号中「（平成 24 年法律第 65 号）」を削る。

附則第 3 条中「5 年」を「15 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 11 日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援等を実施する連携施設に関する規定について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

第53号議案

加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年加須市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「同項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第4項を削り、同条第9項中「の方法により」を削り、同項を同条第11項とし、同条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に係る部分に限る。）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保

育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

第42条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月11日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業に係る保育内容支援等を実施する連携施設に関する規定について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

第 5 4 号議案

加須市下水道条例及び加須市水道事業給水条例の一部を改正する条例
(加須市下水道条例の一部改正)

第 1 条 加須市下水道条例（平成 2 2 年加須市条例第 1 9 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項を次のように改める。

排水設備等の新設等の工事は、次に掲げる工事を除き、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

（ 1 ） 規則で定める軽微な工事

（ 2 ） 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

(加須市水道事業給水条例の一部改正)

第 2 条 加須市水道事業給水条例（平成 2 2 年加須市条例第 2 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

災害その他非常の場合における排水設備等の新設等の工事及び給水装置工事を行うことができる者の対象の範囲を拡大したいので、この案を提出するものであります。

第 5 5 号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 第 2 調整池整備工事
- 2 施工場所 加須市野中土地区画整理事業地内
- 3 履行期限 令和 1 0 年 3 月 3 1 日
- 4 請負金額 1 0 億 7 , 6 5 6 万 5 , 6 0 0 円
- 5 請負業者 内田・新栄特定建設工事共同企業体

代表構成員

埼玉県さいたま市緑区東浦和一丁目 2 1 番地 3

株式会社内田緑化興業

代表取締役 殿 井 正 仁

構成員

埼玉県加須市花崎北一丁目 9 番地 2

新栄土木株式会社

代表取締役 多 々 木 浩

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

第 2 調整池整備工事の請負契約を締結したいので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出するものであります。

第 5 6 号議案

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定したいので、道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
4 1 1 9 号線	北小浜字北手沼 8 9 7 番 1 地先	北小浜字北手沼 9 0 2 番 1 地先	
6 3 6 7 号線	下高柳字住吉 7 1 番 1 地先	下高柳字住吉 3 1 番 地先	
北 1 3 6 9 号線	麦倉字北埋田 3 6 5 5 番 1 地先	飯積字三軒 1 9 2 4 番 1 地先	

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

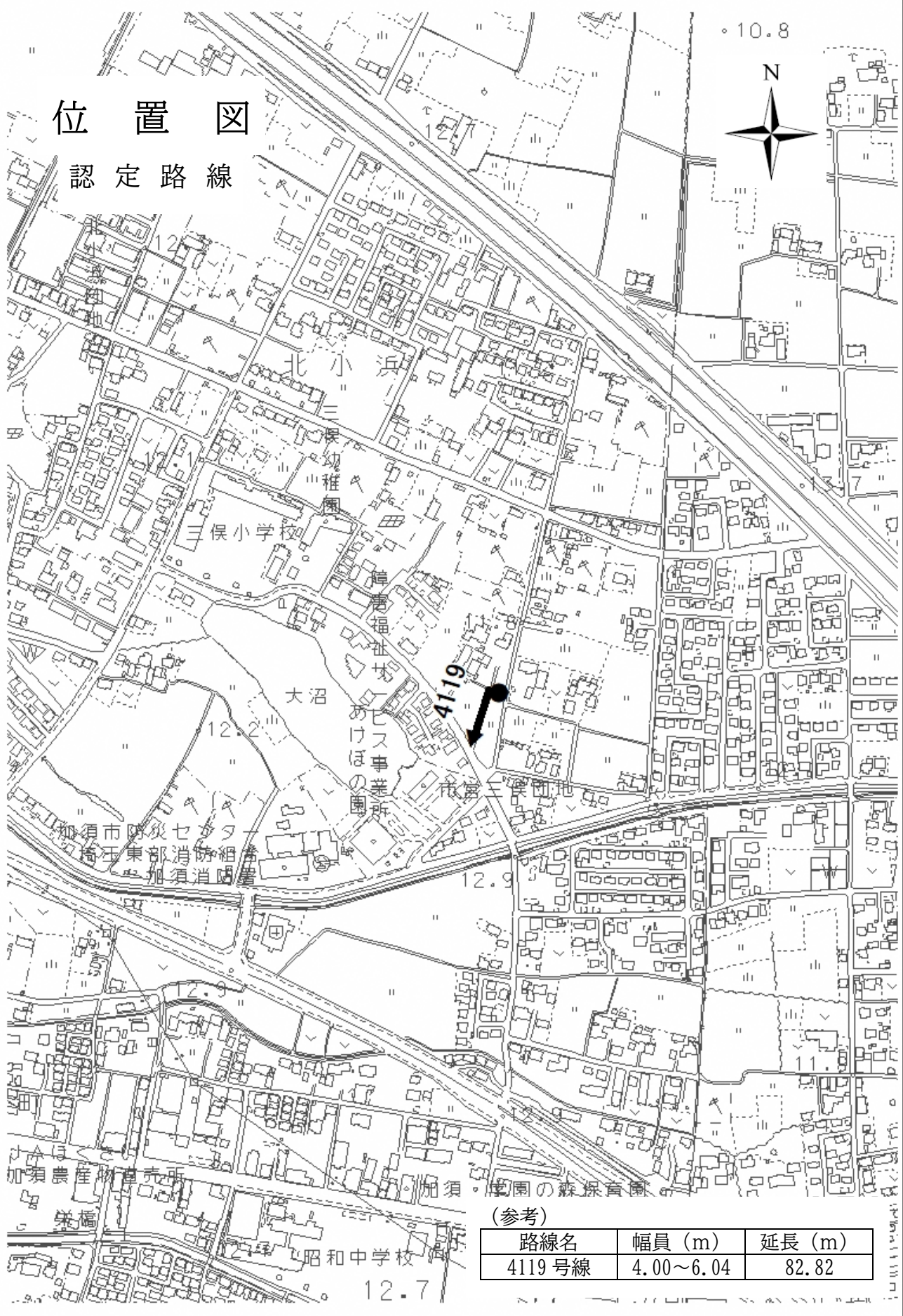
これらの路線は、道路利用状況により再編成された道路であり、市道として管理するため認定したいので、この案を提出するものであります。

位置図

認定路線

10.8

N



(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
4119 号線	4.00~6.04	82.82

位置図

認定路線

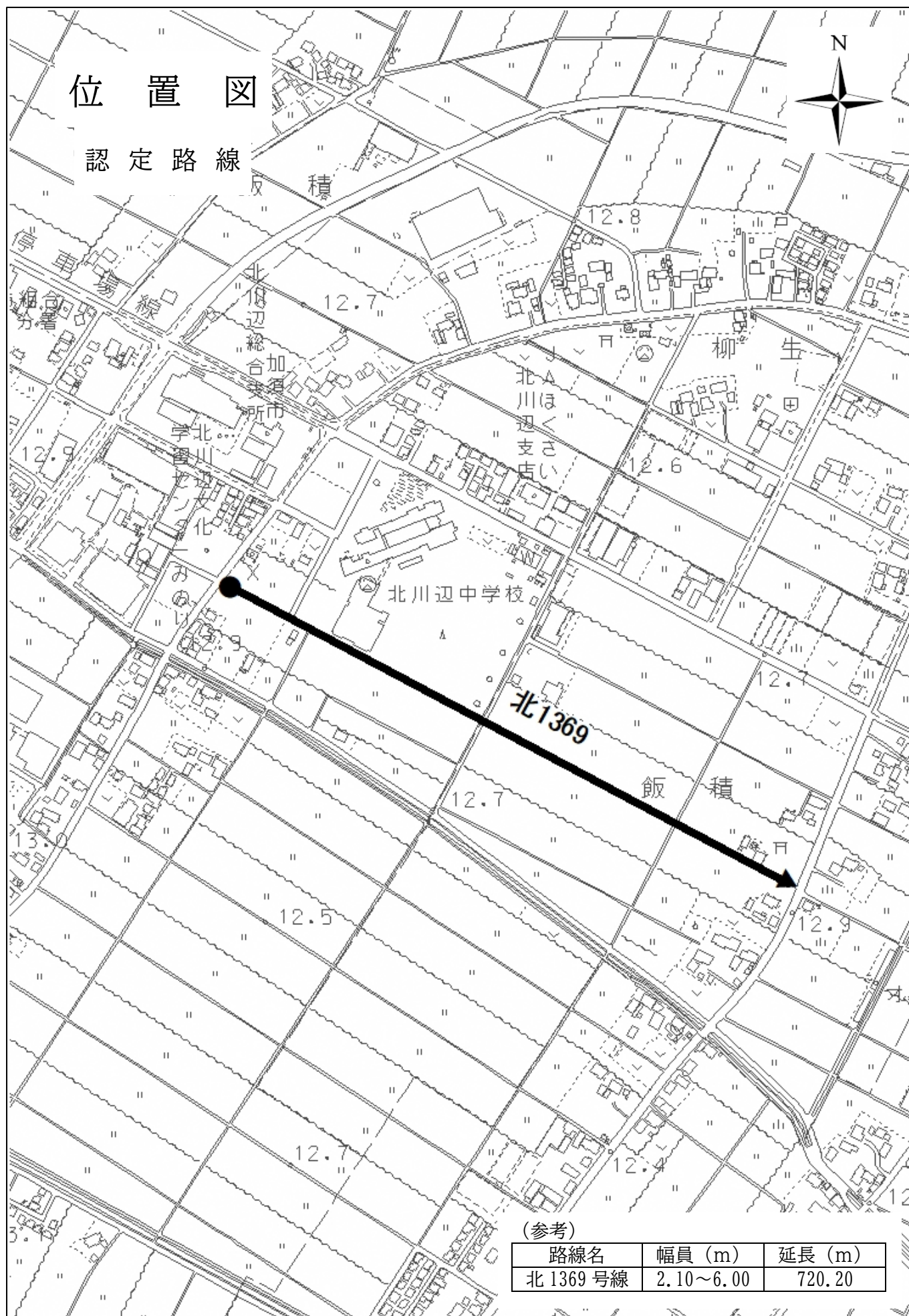


(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
6367 号線	2.30~6.02	89.76

位置図

認定路線



(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
北 1369 号線	2.10~6.00	720.20

第 57 号議案

市道路線の廃止について

次の路線を廃止したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
4 1 1 9 号線	北小浜字北手沼 8 9 8 番地先	北小浜字北手沼 9 0 2 番 1 地先	
6 3 6 7 号線	下高柳字住吉 6 9 番 地先	下高柳字住吉 3 1 番 地先	
北 1 3 6 9 号線	麦倉字大塚 1 5 4 8 番 1 地先	飯積字三軒 1 9 2 4 番 1 地先	

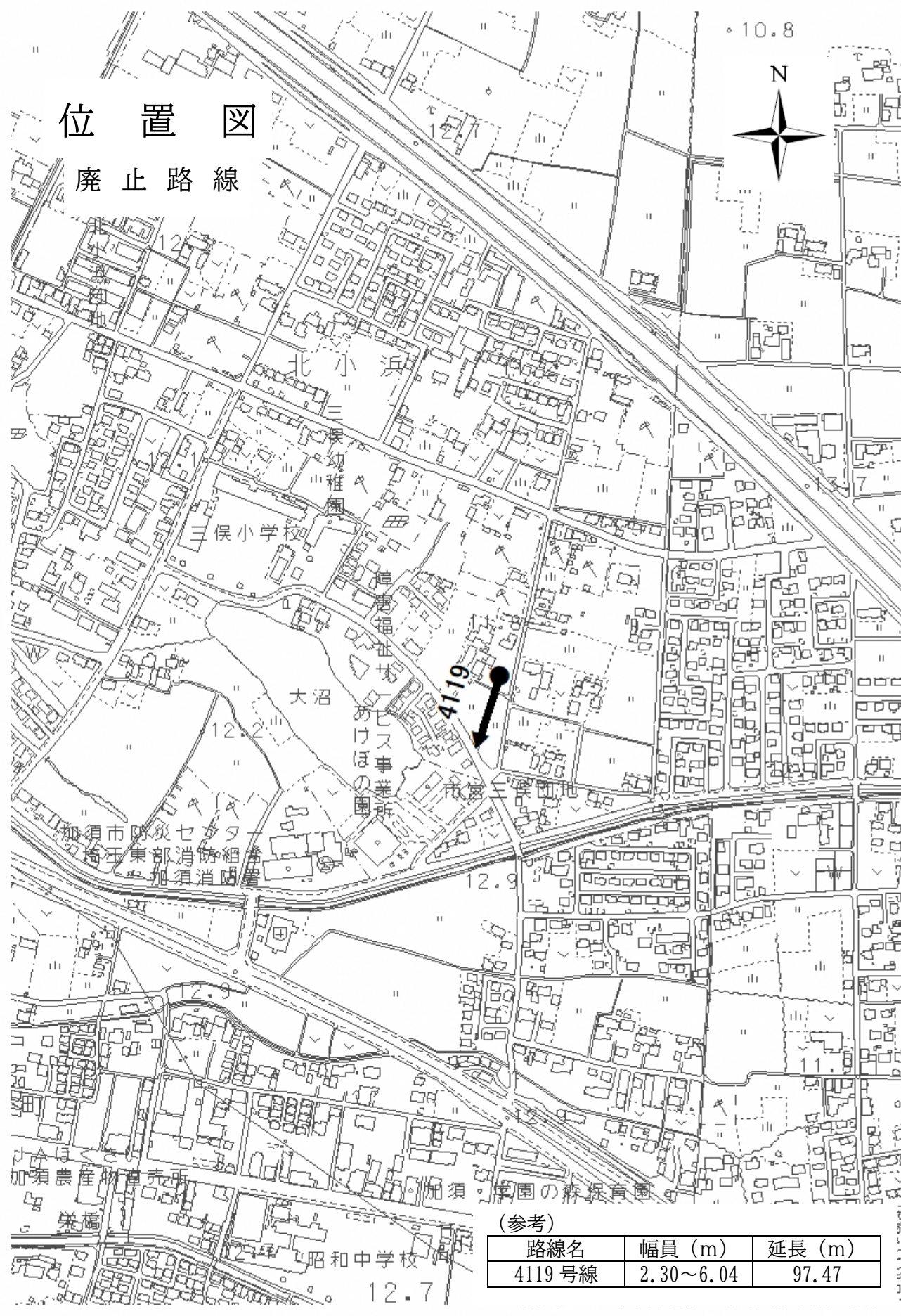
令和 7 年 6 月 1 1 日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

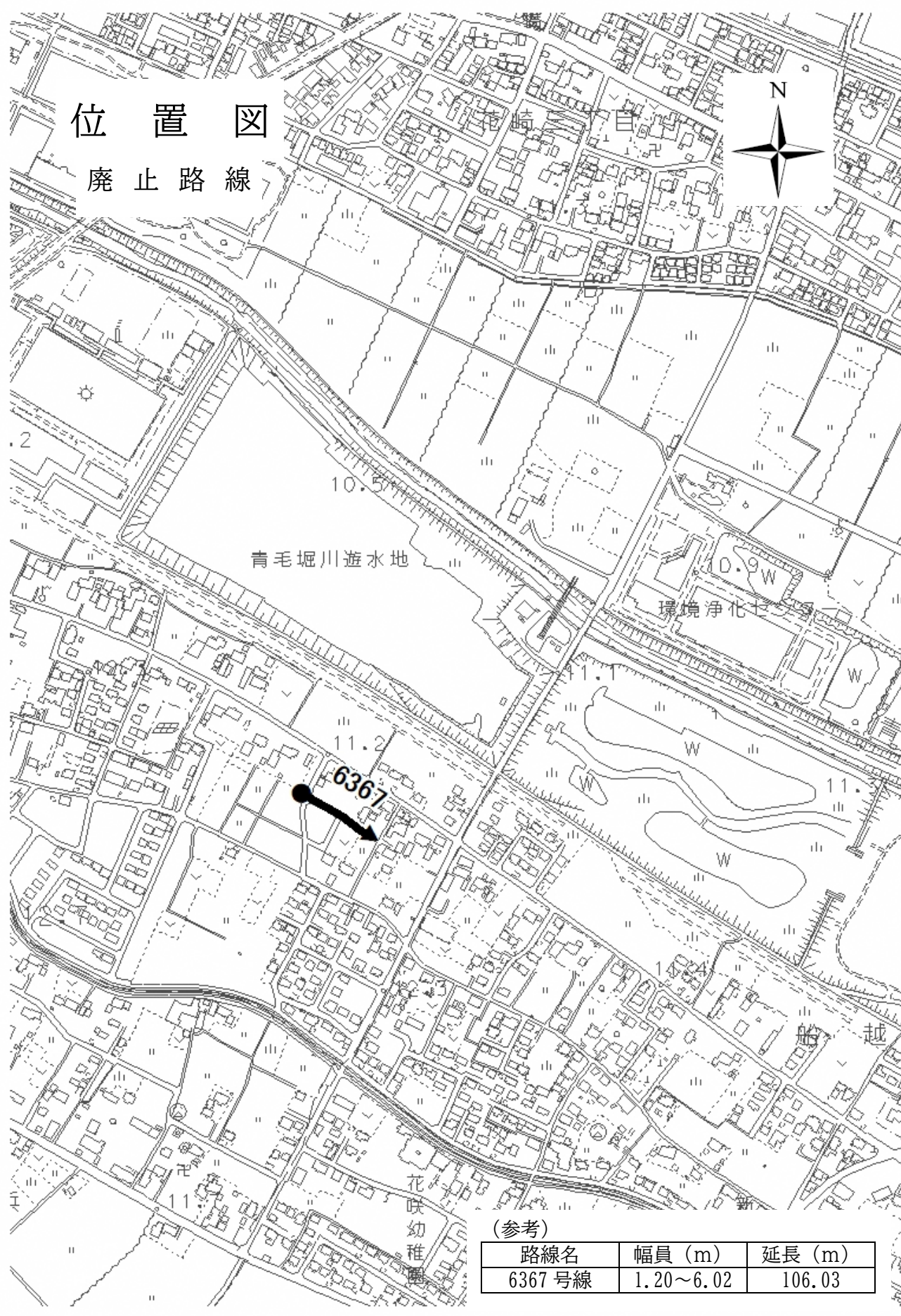
これらの路線は、道路利用状況により不用路線となるため廃止したいので、この案を提出するものであります。

廢止路線



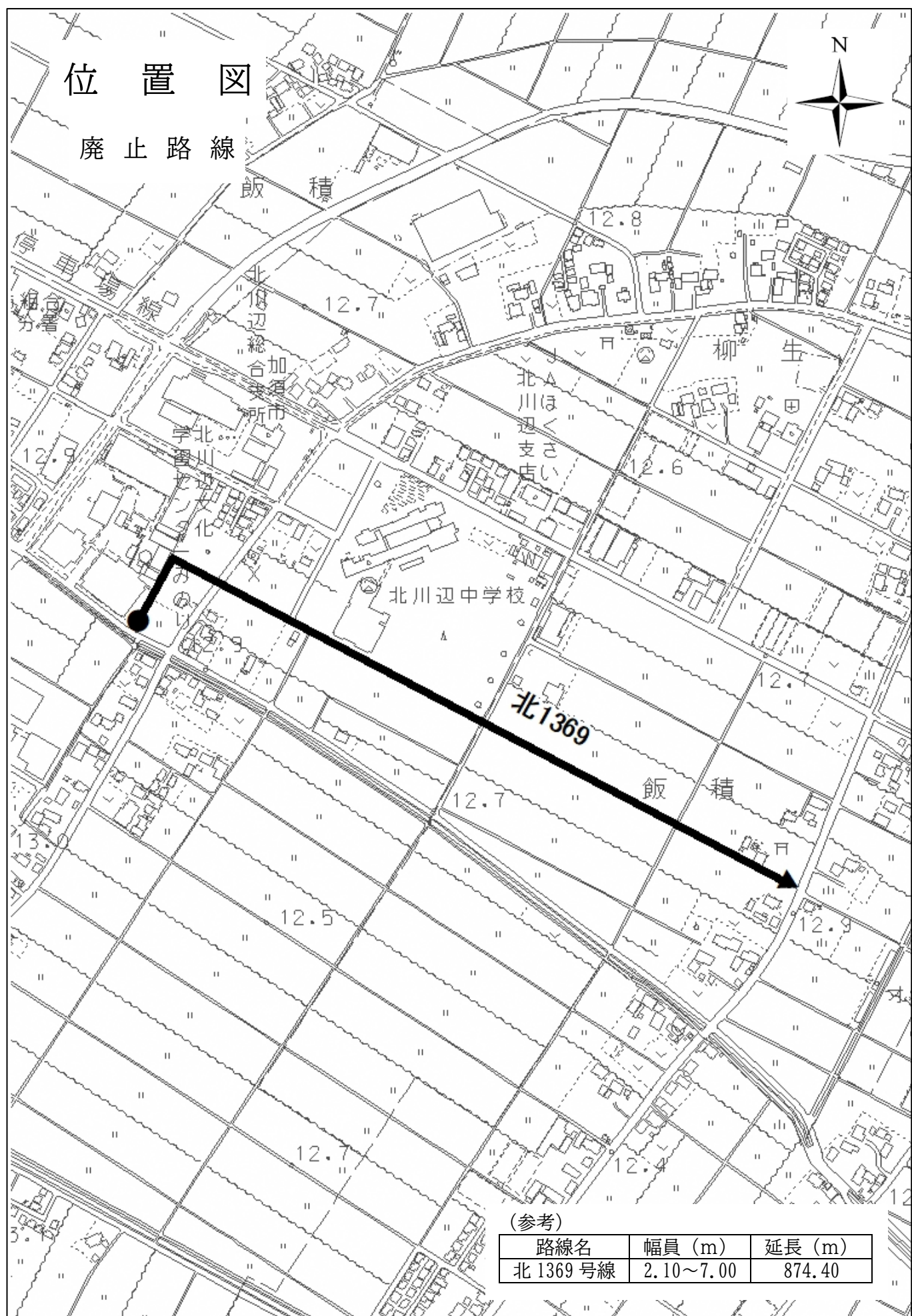
位置図

廃止路線



(参考)

路線名	幅員 (m)	延長 (m)
6367 号線	1.20~6.02	106.03



第58号議案

加須市固定資産評価員の選任について

加須市固定資産評価員に次の者を選任することについて議会の同意を求める。

住 所 市外

氏 名 佐 藤 喜 美 子

〇〇年〇〇月〇〇日生

令和7年6月11日提出

加須市長 角 田 守 良

提 案 理 由

加須市固定資産評価員細田周作は、一身上の都合により辞職したため、後任として佐藤喜美子を選任することについて同意を得たいので、地方税法第404条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

公表用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を加工しています。